



傷病手当金と年金との調整について

1 資格喪失後に老齢年金を受けようになったとき

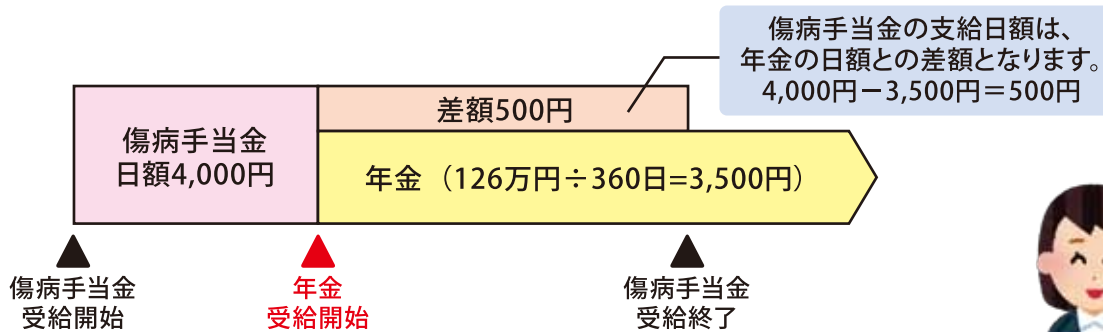
資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

2 障害年金を受けようになったとき

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額(同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額)の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の日額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

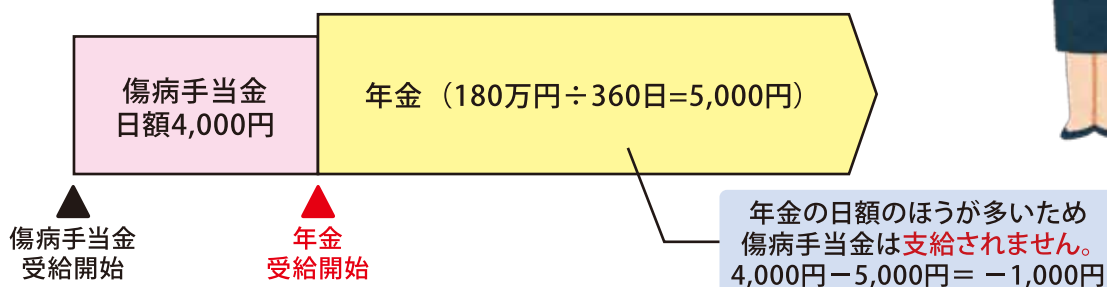
① 年金額が傷病手当金の日額より少ない場合

(例) 傷病手当金の日額が4,000円、年金額126万円(日額3,500円)



② 年金額が傷病手当金の日額より多い場合

(例) 傷病手当金の日額が4,000円、年金額180万円(日額5,000円)



添付書類について



老齢退職年金の給付を受けている方（申請期間が資格喪失後の場合）

●年金給付額等がわかる書類（以下のすべての書類が必要です。）

- ・老齢退職年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー
- ・老齢退職年金給付の額、支払開始年月を証明する書類および老齢退職年金の直近の額を証明する書類(年金額改通知書等)のコピー

障害厚生年金の給付を受けている方

●年金給付額等がわかる書類（以下のすべての書類が必要です。）

- ・障害厚生年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー
- ・障害厚生年金給付の額、支払開始年月を証明する書類および障害厚生年金の直近の額を証明する書類(年金額改通知書等)のコピー

障害年金請求中に傷病手当金を請求する場合

傷病手当金の申請書2ページ目（確認事項2）に請求中の「2」を記入いただくことで、障害年金の請求と傷病手当金の申請を平行して行うことが可能です。

その後、年金が支給開始となった場合には協会けんぽにご連絡ください。

傷病手当金を受けた後に、さかのぼって年金を受給することとなった場合

傷病手当金の受給期間と重複する部分については、傷病手当金の一部または全部を返納していただくようになります。さかのぼって年金を受給することになった場合には、速やかにその旨をご連絡ください。

「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？

10月3日から10月31日にかけて、事業主の皆さまに「被扶養者状況リスト」等を送付しています。提出期限は11月30日（月）となっておりますが、まだご提出されていない事業主様は、同リストに記載されている方が被扶養者の要件に該当するかをご確認のうえ、早めのご提出をお願いします。

ご注意ください

対象の被扶養者の方がいない事業所には被扶養者状況リストは送付していません。

